

【介護職員等特定処遇改善加算について】

令和2年4月から介護職員等特定処遇改善加算を算定いたします。

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1.2%

1. 特定処遇改善加算を活用した賃金改善

特定処遇改善加算の算定に伴い、特に正職員、準職員の処遇改善に重点的に取り組みます。

- ・ 職責、専門性の高い業務に就く職員に手当を支給

2. 職場環境等要件の実施項目

介護職員等特定処遇改善加算制度に基づく、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容。

※制度の対象項目中、平成20年10月から現在までに実施した項目と取り組み内容を掲載しています。

ア) 入職促進に向けた取り組み

- ✓ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
 - 職員会議等における方針の共有のほか、介護サービス情報公表制度とホームページで公表しています。
- ✓ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
 - 採用時はその方の経験に合わせて業務内容を調整しています。

イ) 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ✓ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供、責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
 - 介護職員の資格取得等にかかる費用の助成制度を設けています。

ウ) 両立支援・多様な働き方の促進

- ✓ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
 - 介護職員の資格取得等にかかる費用の助成制度を設けています。
- ✓ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
 - 用事がある時に気兼ねなく休める環境を整えるため、余裕のある職員体制を目指し採用募集をしています。

エ) 腰痛を含む心身の健康管理

- ✓ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
 - 全ベッドを電動式としていることに加え、移乗時の負担軽減につながるよう移乗用介護ロボットを導入しています。

- ✓短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
 - 相談体制整備のほか、職員休憩室を設けています。
- ✓事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
 - 対応マニュアルを整備しています。

オ) 生産性向上のための業務改善の取組

- ✓タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
 - 活動室と着脱室をつなぐインカムの整備をしています。
- ✓高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
 - 身体への負担の少ない職種を設けています。

カ) やりがい・働きがいの醸成

- ✓ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ✓利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ✓ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
 - 定期的なミーティング実施のほか、全体のスキルアップのため随時内部研修を行っています。